

別添2

○消防庁告示第九号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

消防庁長官 河野 栄

第九条中「消防吏員服制準則」を「消防吏員服制基準」に改める。

別表省令別表第一に掲げる救助器具の項中

生物剤検知器※※※
可燃性ガス測定器

生物剤検知器※※※

を

化学剤検知器※※※

可燃性ガス測定器

に改める。

別表省令別表第三に掲げる救助器具の項中

水中探査装置※※※

を
水中探査装置※※※
検知型遠隔探査装置※

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。